

## ■個人事業税（県税）

この税は、事業を行っている個人に課税されるものです。個人はその事業活動を行う上で、道路などの公共施設を利用するなど各種の行政サービスを受けています。その行政サービスに必要な経費の一部をその所得に応じて負担してもらうものです。



県内に事務所、事業所を設けて、下記の表に掲げる事業を行っている個人  
(事務所、事業所を設けないで行う事業については、県内に住所又は居所がある個人)



$$\text{税額} = \left( \begin{array}{c} \text{前年中の事業所得} \\ (\text{総収入金額}-\text{必要経費}) \end{array} - \begin{array}{c} \text{各種控除} \\ (\text{事業主控除等}) \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ (\text{下記税率}) \end{array}$$

※税額の計算は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じですが、所得税における青色申告特別控除は事業税にはありません。

区分	事業の種類					税率	
第一種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	5%	
	製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業		
	運送取扱業	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業		
	印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業		
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業		
	問屋業	両替業	公衆浴場業(第三種事業に該当するものを除く)				
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	不動産売買業		
	広告業	興信所業	案内業	冠婚葬祭業	(37業種)		
第二種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業	(3業種)		4%	
第三種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	5%	
	司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業		
	公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業		
	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業		
	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業		
	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業	(28業種)			
	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力が0.06以下の視力障害のある者が行うものを除く。)			装蹄師	(2業種)	3%	

## ◎ 各種控除

事業主控除	年290万円(事業を行った期間が、1年未満の場合は、月割額)
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、専らその事業に従事するときは、次の金額が必要経費となります。 ●青色申告者…青色事業専従者に支払われた適正な給与額 ●白色申告者…事業専従者1人について、次のいずれか低い方の金額 (1)50万円(配偶者である事業専従者は86万円) (2)事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)
損失の繰越控除 (青色申告者に限る)	事業所得の損失は、その生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
被災事業用資産の損失の 繰越控除	被災により事業用資産に損害を受けた場合には、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除 及び譲渡損失の繰越控除	事業用資産を譲渡したために生じた損失額についても控除できます。青色申告者について控除しきれなかった場合には、翌年以降3年間控除できます。



## 申告

- 毎年3月15日までに前年中の事業の所得などを県税事務所に申告しなければなりません。
- 年の中途に事業を廃止した場合は、廃止の日から1ヶ月以内（死亡により事業を廃止した場合は、4ヶ月以内）に申告しなければなりません。
- 所得税の確定申告書や、住民税（県民税・市町村民税）の申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出したものとみなされますので、事業税の申告の必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄や、住民税の申告書の「事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。

## 納 稅

県税事務所から送付される納税通知書（納付書）により、納めることになっています。

納期は、  
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{第1期分} \cdots 8月1日から 8月31日 \\ \text{第2期分} \cdots 11月1日から 11月30日 \end{array} \right\}$$
までとなっています。

なお、上記納期以外にも納税通知書により、別途納期を定めることができます。

※税額（年税額）が1万円以下であるものについては、第1期分の納期にその全額を納めることになっています。

## ◎ 納税通知書・納付書の一括送付についてのお知らせ

### 第1期分・第2期分の納付書をまとめて送付します。

お間違いのないようご注意ください。

第2期分の納付書は、納期まで保管いただき、納期限（11月30日）までに納付してください。

（注）第1期分・第2期分をまとめて第1期分の納期限までに納付することもできます。